

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書

### 誓約事項

- 1 次の求職活動の要件を満たすこと。
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。  
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りでない。
- 2 申請者又は申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護費又は職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等が他の自治体から同種の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）を受けていないこと。
- 4 申請者等が暴力団員でないこと。また、支給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の手段により新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたときは、不当利得として返還すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給中に、次の同意事項1のいずれか（常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く。）に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

### 同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ② 受給者の常用就職に伴い得られた収入が、収入基準を超える場合
  - ③ 受給者が所要の求職活動を行わない場合
  - ④ 受給者が生活保護費を受給した場合
  - ⑤ 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑥ 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が他の自治体から同種の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回又は再支給）を受給した場合
  - ⑦ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑧ 受給者等が暴力団員と判明した場合
  - ⑨ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の住民登録資料、暴力団との関係の有無、資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。  
また、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者等の情報について、関係機関に提供すること。

年 月 日
西 脇 市 長 様
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。
申請者 住所 氏名

### 確認事項（次に該当する場合はチェックを入れること。）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

## 申請時の添付書類

- 1 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
  - 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
  - 2 収入関係書類
  - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
  - 3 金融資産関係書類
  - 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が申請日において有している金融機関の口座の通帳等（※1）の写し
  - 4 生活保護関係書類（※2）
  - 生活保護申請書の写し（実施機関の受領印があるもの）
  - 5 振込先口座（※1）が分かる書類
  - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
- ※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式第1号の2）に公共職業安定所から発行された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介事業の窓口の名称・申込み日時を記載すること。